

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月からは会社の〇部長として就労していたところ、平成〇年〇月、精神障害を発病し、同月〇日に自殺した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「第1回処分」という。）をした。

請求人は、第1回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、第1回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消決定を受け、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「第2回処分」という。）をした。

請求人は、第2回処分に係る給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、同年〇月〇日付けで、第2回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消決定を受け、同年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、今なお未払の残業代があり、これらの残業代が給付基礎日額に算入されていないとして再審査請求を行っているものの、当該未払の残業代の内容については具体的な主張をしておらず、新たに自らの主張を裏付ける客観的資料も提出していない。

(2) 当審査会としては、請求代理人の主張の趣旨を踏まえ、改めて一件記録を精査するも、被災者にいまだ支払われていない残業代があるものとは認められないことから、第2回処分に対する審査官の取消決定を踏まえ、監督署長が賃金総額を再計算して算定した本件処分に係る給付基礎日額〇円は適正な額であると判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。